

ポーランドの経済特区 —外国直接投資誘致政策としての評価—*

金子 泰

論文要旨： ポーランドにおいては、体制転換後、重厚長大型産業・研究開発拠点立地地域、農村地域を中心に産業構造転換と失業問題の解決が喫緊の課題とされた。ポーランド政府は、打開策として、投資インセンティブを付与した経済特区創設による外資誘致を図った。経済特区へは、同国向け FDI のごく一部が流入したに留まり、雇用創出効果も小さい一方、多国籍企業の積極進出を得たことから、外資誘致に一定の効果を齎したものと判断される。

[キーワード： ポーランド、FDI、外資誘致政策、SEZ、多国籍企業]

はじめに

ポーランドでは、1989年から開始された体制転換プロセスを契機として、90年代半ば頃から、FDI（外国直接投資）の旺盛な流入が見られるようになった。その背景には、マクロ経済の安定化が達成されるとともに累積債務問題が一段落（Olszański, 2002, pp. 109, 114によれば、94年3月までに対パリクラブ向け債務約330億ドル相当の80%棒引き含むリスク、同年10月には対ロンドンクラブ向け債務144億ドル相当のうち64億ドルの棒引き含むリスクに成功）し、中欧最大の成長市場としてのポーランドの評価が国際的に高まったこと、将来の EU 加盟を見越した外資製造業が同国でのグリーンフィールド投資を増大させたこと等（Zorska, 2002, p. 87; Hunya, 2002, p. 3）に加え、移行当初は外資の導入に必ずしも積極的でなかったポーランド政府が、連帯系主導から旧共産党系主導の政府への政権交代を機に、収益力のある国営企業の民営化プロセスに外資を参加させる姿勢を鮮明にしたこと（McMillan and Morita, 2003, p. 48）が指摘されている。

ポーランドは、2003年末時点で480億ユーロの FDI 累積額を記録しているが、これは、中欧5カ国とバルト三国に流入した FDI の32.4%に相当し、大変多い（WIIW-WIFO, 2004, p. 20）¹⁾。外資参加企業が、企業部門における雇用、固定資本投

資、総売上高、輸出入に及ぼす影響も増大の一途を辿っている（表1）。特に、FDIの部門別構成（払い込み資本ベース）を示す表2によれば、外国資本は、製造業部門において極めて重要な役割を果たしている。このような状況を踏まえて、Durka & Chojna (2001, p. 52) は、外資が、高い品質性と経営ノウハウに裏打ちされた競争力を有し、国外に持つ販売網を利用して企業内貿易を盛んに行い、輸出を増大させることから、同国経済に絶大な恩恵を齎している、と述べている。

ところで、ポーランド政府は、製造業への FDI を誘致するため、外資参加民営化を推進すると同時に、法人税の減免措置を柱とした経済特区（specjalna strefa ekonomiczna / special economic zone, 以下 SEZ）創設による投資インセンティブ導入を行った（Hunya, 2002, p. 8）²⁾。同国では、94年に「所得ベースからの投資控除および法人税の低減についての閣議決定」（Dz. U. Nr 18, poz. 62 z 1994 r）が出され、法人税の課税ベースから投資額の25%相当分が控除される（但し、所得の過半以上が輸出起源である企業、年間輸出額が1000万エキュ相当を超える企業は同50%相当）という法人税減免措置が導入されていたが、SEZにおける法人税減免措置は、後述のように、より投資家側にも有利なものであった³⁾。

現在までに SEZ へは、多国籍企業を中心に着実な進出が行われており、累積投資額は、99年末に

表1 企業部門における外資参加企業のプレゼンス及び FDI 流入額の推移¹⁾

| 年 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 雇用者数 | 5.0 | 7.0 | 7.3 | 8.3 | 10.0 | 10.7 | 11.4 | 12.0 | 12.4 | n. a. |
| 固定資本投資 | 16.7 | 20.3 | 24.7 | 30.9 | 39.2 | 42.9 | 39.3 | 40.0 | 43.7 | n. a. |
| 総売上高 | 8.0 | 13.2 | 15.7 | 18.3 | 22.0 | 27.3 | 28.8 | 26.5 | 28.3 | n. a. |
| 輸出額 | 17.7 | 38.1 | 38.1 | 43.0 | 47.9 | 51.6 | 56.2 | 53.6 | 54.5 | n. a. |
| 輸入額 | n. a. | 42.4 | 47.7 | 49.9 | 53.3 | 55.8 | 54.2 | 57.6 | 58.2 | n. a. |
| FDI (各年) | 18.8 | 36.6 | 45.0 | 49.1 | 63.6 | 72.7 | 93.4 | 57.1 | 41.3 | 42.2 |
| 株式資本 | 11.0 | 21.1 | 31.6 | 26.6 | 43.2 | 51.5 | 82.8 | 45.9 | 37.3 | n. a. |
| 現物投資 | n. a. | n. a. | n. a. | 4.5 | 2.8 | 4.0 | 1.4 | 3.4 | 1.3 | n. a. |
| その他資本 | n. a. | 9.2 | 3.9 | 3.7 | 4.2 | n. a. |
| 再投資収益 | 3.8 | 8.9 | 2.4 | 0.3 | ▲ 2.6 | ▲ 4.5 | ▲ 4.0 | ▲ 10.4 | ▲ 12.2 | n. a. |
| 企業間信用 | 4.0 | 6.7 | 11.0 | 17.7 | 20.3 | 12.6 | 9.3 | 14.5 | 10.7 | n. a. |
| FDI 累積額 ²⁾ | 37.9 | 78.4 | 114.6 | 145.9 | 224.8 | 260.8 | 342.3 | 412.5 | 479.0 | 605.0 |
| 一人当たり累積額 | 98.2 | 203.2 | 297.0 | 377.0 | 580.8 | 673.8 | 884.4 | 1,065.8 | 1,240.0 | 1,580.0 |

注1) 外資参加企業のプレゼンスは (%), FDI は各億ドル。但し, 一人当たり FDI 累積額のみドル。

注2) FDI (各年) 及び FDI 累積額は, WIIW-WIFO に拠っている。なお, 同研究所では, FDI (各年値) については, ポーランド中銀のデータに拠っているが, FDI 累積額については, 独自の調査に基づく数値を発表しており, 両者の間には齟齬が見られる。

出所: GUS (2004, pp. 114-119), Chojna (2003, pp. 27-52), Weresa (2001, p. 25), WIIW-WIFO (2004, pp. 16-47) に基づき筆者作成。

表2 2002年現在の外資参加企業の産業部門別構成

| 産業部門 | 企業数 | | 雇用 | | 払込資本 | |
|----------------------|--------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| | (社) | シェア (%) | (人) | シェア (%) | (100万PLN) | シェア (%) |
| 製造業 | 4,412 | 30.4 | 547,648 | 55.1 | 43,045.7 | 37.9 |
| 食料品, 飲料, 煙草 | 471 | 3.2 | 84,701 | 8.5 | 9,503.8 | 8.4 |
| 繊維, 被服, 皮革 | 421 | 2.9 | 44,664 | 4.5 | 701.2 | 0.6 |
| 木材, 製紙, 印刷 | 598 | 4.1 | 56,123 | 5.6 | 4,790.6 | 4.2 |
| 燃料, 化学 ¹⁾ | 235 | 1.6 | 43,832 | 4.4 | 4,453.3 | 3.9 |
| ゴム・プラスチック | 390 | 2.7 | 34,869 | 3.5 | 2,555.0 | 2.2 |
| 非金属鉱物加工品 | 336 | 2.3 | 36,877 | 3.7 | 4,981.2 | 4.4 |
| 金属, 金属加工品 | 600 | 4.1 | 37,867 | 3.8 | 2,488.3 | 2.2 |
| 機械, 設備類 | 585 | 4.1 | 71,243 | 7.2 | 2,950.7 | 2.6 |
| 電子・精密機器類 | 203 | 1.4 | 23,569 | 2.4 | 1,223.4 | 1.1 |
| 輸送機器類 | 241 | 1.6 | 71,841 | 7.2 | 8,340.1 | 7.3 |
| 家具, その他 | 332 | 2.3 | 42,062 | 4.2 | 1,058.1 | 0.9 |
| 鉱業 | 66 | 0.4 | 3,414 | 0.4 | 374.6 | 0.3 |
| 建設業 | 861 | 5.9 | 24,452 | 2.5 | 374.6 | 0.3 |
| 商業, 修繕業 | 4,636 | 32.0 | 208,916 | 21.0 | 30,776.1 | 27.1 |
| ホテル, レストラン | 321 | 2.2 | 24,900 | 2.5 | 797.4 | 0.7 |
| 運輸, 倉庫, 通信 | 721 | 5.0 | 80,412 | 8.1 | 22,400.7 | 19.7 |
| 不動産 | 2,375 | 16.4 | 51,081 | 5.1 | 7,297.6 | 6.4 |
| 電気, ガス, 水道 | 102 | 0.7 | 17,612 | 1.8 | 3,470.4 | 3.1 |
| その他 | 994 | 6.9 | 35,202 | 3.5 | 5,072.7 | 4.5 |
| 外資参加企業合計 | 14,488 | 100.0 | 993,637 | 100.0 | 113,609.8 | 100.0 |

注1) コークス, 石油精製, 核燃料, 化学, 化成品を含む。

出所: GUS (2003c, pp. 19, 21, 23) に基づき筆者作成。

約11.5億ドル相当であったのが, 2003年3月末には約35億ドル相当へと3倍近い増加を示し, 実に75.2%の投資が, 多い順に米, 独, 伊, 墺, 日本等の外資によって担われている (MGPIPS, 2003a, pp. 14, 21)。

本稿では, 同国政府の行った外資致政策としての SEZ に焦点を当て, 果たして, SEZ において外資製造業企業が, 当初期待された効果を発揮しているのか検証を行う。

本稿の構成は次の通りである。まず, 第1節では, SEZ 創設の背景と期待された役割を述

べ、SEZ がどのような箇所に立地されたのか明らかにし、SEZ 創設に込められた政策意図についてみる。第2節では、SEZ のスキームについて、その基本的枠組みを概説する。続く第3節では、SEZ 域内外での外資製造業企業の活動を比較検討し、SEZ 創設が外資誘致策として奏効したのか探る。最後に、筆者の結論および今後の研究課題について述べる。

1 SEZ 創設の背景と政策目標

ポーランドでは、1989年から開始された体制転換過程において、急速な価格・輸入自由化、コモコン市場崩壊、補助金削減、国内資本不足、経営ノウハウ欠如等の要因から多くの国営企業の業績が悪化した (Slay, 1994, pp. 141-144)。とりわけ、企業城下町的な体質を有していた地域では、生産・雇用の落ち込み、生産設備の遊休化、失業の増大等の諸問題が顕在化し、地域社会崩壊の危機が訪れた (Mokrzyk, 1998, p. 19)。

このような事態を緩和することを目論み設立されたのが、SEZ であった。その根拠法となる「経済特区に関する法律」第3条 (Dz. U. Nr 123, poz. 600 z 1994 r) では、SEZ の設立目的について、1) 特定分野の経済活動の発展、2) 新技術導入、3) 輸出振興、4) 製造業・サービス産業の競争力増大、5) 既存の経済インフラ活用、6) 新規雇用創出、7) 環境との調和を図りつつ自然資源を開発することを通じて、「特定地域の経済発展を加速化させる」ことと定められており、その存続期間は、20年間 (クラクフ・テクノロジーパークのみ12年間) とされた⁴⁾。

SEZ は、非住宅用地であり (SEZ 法第2条)、経済相により投資許可を受けた投資家のみが経済活動を行うことができ (第16条4項)、更に、投資インセンティブとして、投資・雇用の促進を狙った3タイプから成る法人税減免措置が導入された (2-4節参照)。

2004年現在、SEZ は、ポーランド全土に14箇所操業するに至っている (図1)。個別の SEZ 創設に当たって出される「SEZ の発展計画策定に関する経済相決定」を参照しながら、各々の地域に特有な構造的経済問題を吟味した結果、SEZ の立地地域は、I) 重厚長大型産業を始めとする企業城

図1 SEZ 立地箇所 (2004年現在)



出所：PAIZ ホームページに基づき筆者作成。

下町的な産業集積地域、II) 国営農場の解体により行き詰まりを見せていた農村地帯、III) 研究開発基盤の活性化が目指された地域、に大別できることが判明した。以下、夫々の SEZ の設立理由について見てみよう。

I タイプの「重厚長大型産業を始めとする企業城下町的な産業集積地域」に該当する SEZ は、カトヴィツェ、ヴァウブジフ、レグニツァ、ポモジェ、ウッチ、ミエレツ、スタラホヴィツェ、タルノブジェグ、コストシン・スウピツェ、カミエンナ・グラの各 SEZ である。カトヴィツェ SEZ の立地するシロンスク地方は、ポーランド最大の鉱工業地帯であるが、97年9月8日付閣議発表によれば、主力産業であった採炭、製鉄、発電業の財務状態悪化から、97年時点では、国営鉱工業企業の85%が赤字に転落、同65%がリストラを要する状態で、約15万人に上る失業者を抱えていた。そこで、同地域に SEZ を設立するに際しては、その設立理由として、「カトヴィツェ一円の広大な工業地帯のリストラを進め、深刻化している失業問題を解決する」(「カトヴィツェ SEZ 発展計画策定に関する決定」(Dz. U. Nr 70, poz. 459 z 1998 r) ことが掲げられている。

一方、鉱工業が盛んな下シロンスク地方に位置するヴァウブジフ SEZ、レグニツァ SEZ では、それぞれ、「主要産業であった炭鉱の閉鎖に伴い全国最高水準に達した失業率の低下」(Dz. U. Nr 153, poz. 1004 z 1997 r)、「精銅産業に特化している産業

構造の転換と旧ソ連軍使用地跡地の再開発」(Dz. U. Nr 153, poz. 1003 z 1997 r), が目指された。また、「連帯」発祥の地として知られ、造船業の盛んであったグダニスク近郊に展開するポモジェ SEZ では、「造船業一辺倒の産業構造の多様化, 地域の雇用を担っていた自動車用ギア生産工場, テレビ製造工場の倒産後に深刻化している失業問題の緩和, 事業中止となった原発建設予定地の再利用」(Dz. U. Nr 135, poz. 878 z 1998 r; Dz. U. Nr 135, poz. 880 z 1998 r) が図られた⁵⁾。他方, 伝統的に繊維産業が盛んであったウッチ SEZ では、「国営繊維工場群の倒産後に発生した失業問題を解決すること」(Dz. U. Nr. 139, poz. 900 z 1998 r) が図られた。

ここで挙げられた, 鉄鋼, 採炭, 精銅, 繊維等の素材・エネルギー産業に代わって製造業を産業構造の中心に据えることは, 同国政府の悲願であり, これら産業を擁する地域を SEZ に指定することにより, 産業構造発展の起爆剤とすることが意図されたのは明らかだと思われる⁶⁾。

加えて, ミェレツ, スタラホヴィツェ, タルノブジェグの各 SEZ は, いずれも開発の遅れたポーランドの南東部に位置し, 戦前から「中央工業地帯」(Centralny Okręg Przemysłowy) として指定を受け, 政府主導の殖産興業が試みられた地域であった (Bazydło, 2000, p. 57)。ポーランド最初の SEZ となったミェレツの例を見ると, 同地においては, 航空機製造を行っていた WSK PZL-Mielec 社が操業していたが, 体制転換後には販売が低迷し, 1990-94年に同社雇用は2万人から6千人に激減, 1995年にはミェレツ市の失業率は19.8% (ポーランド平均は15.2%) に達した (ibid. pp. 57-60)。ミェレツ SEZ 創設に当たっては, 「WSK PZL-Mielec 社のリストラ後に深刻化している失業問題を解決し, 産業インフラを再活用する」(Dz. U. Nr 154, poz. 749 z 1996 r) ことが目指された。同様に, スタラホヴィツェ SEZ では, 「多額の補助金支出を要する Star トラック工場のリストラと, 深刻度を増す失業問題の解決」(Dz. U. Nr 135, poz. 879 z 1998 r) が図られ, タルノブジェグ SEZ では, 「タルノブジェグ硫酸工場, スタロヴァ・ヴォラ製鉄所など単独企業が各都市の主要産業を成している産業構造を多様化させ, 失業問題を解決する」(Dz. U. Nr 2, poz. 23 z 2000 r) ことが目標とされ

た。最後に, コストシン・スウビツェおよびカミンナ・グラ SEZ では, それぞれ, 「体制転換後に生じた製造業企業の倒産に伴う深刻な失業問題の解決」(Dz. U. Nr 43, poz. 258 z 1998 r), 「製菓, 建築資材, 化学肥料, 製紙等多種雑多な製造業企業の清算に見舞われ, 深刻化している失業問題を解決」(Dz. U. Nr 35, poz. 328 z 1999 r) することが目指された。以上から, I タイプの SEZ では, 社会主義計画経済に特徴的な企業城下町体質を脱することが志向されたと言えよう。

II タイプの「国営農場の解体により行き詰まりを見せていた農村地帯」に属する SEZ には, スヴァウキ, ヴァルミア・マズリ, スウプスクの各 SEZ が該当する。これらの SEZ は, 農業・林業等の第一次産業が盛んな地域に立地しているのが特徴であり, 伝統的な低開発地域に当たり, 加えて, 体制転換後には, 国営農場 (PGR) の倒産により失業率の上昇を見た地域であった (Smętkowski, 2000, pp. 87-88)。

スヴァウキ SEZ の設立理由には, 「工業化水準が低く, 加工度の低い工場群を抱える同地域の全国との格差を縮小し, 全国でも最悪の水準にある失業率を低下させる」(Dz. U. Nr 17, poz. 92 z 1997 r) 旨, ヴァルミア・マズリ SEZ のそれには, 「国営農場・国営企業の倒産により経済的な困難を抱え, 深刻化している失業問題を解決する」(Dz. U. Nr 70, poz. 460 z 1998 r) 旨, スウプスク SEZ のそれには, 「失業率が全国平均の2倍以上に達し, 工業化の遅れた同地域において, 巨大な成長効果を発揮する」(Dz. U. Nr 43, poz. 259 z 1998 r) 旨が記されており, ここでは, 旧来型産業の転換が図られたというよりは, まず, 第一次産業から第二次産業への移行が目指されたと思われる。

最後に, III タイプの「研究開発基盤の活性化が目指された地域」に属する SEZ であるクラクフ・テクノロジーパークでは, 「学術研究機関と産業との間の協調関係を創造すると共に, 同国最大の製鉄所である T. センジミール名称製鉄所のリストラに伴う失業対策及び環境調和的な産業への転換」(Dz. U. Nr 86, poz. 960 z 1999 r) が設立目的とされた。Mokrzyc (1998, p. 21) は, 同 SEZ について, 国内で首都ワルシャワに次ぐ学問拠点であり, 同地では, R&D 分野での人材の活用が望まれ

ていたと述べている⁷⁾。

以上、見たように、SEZ の創設に当たっては、産業構造の転換が焦眉の課題とされた地域が多く選ばれると同時に、ほとんど全ての SEZ において、深刻化する失業問題の解決が謳われており、旧来型産業からの転換と新規雇用創出こそが、SEZ 創設の二大課題であったとすることができよう。

ところで、SEZ 設立に当たっては、実は FDI 流入への期待があったことが明らかになっている。ポーランド政府は、構造的問題を抱える地域に投資インセンティブを設定、外資誘致を実現、輸出振興に成功したアイルランドの「自由経済区 (free economic zone)」を規範として SEZ を設置 (Bazydło & Smętkowski, 2000, p. 30; Bazydło, 2000, p. 56) したとされており、95年11月13日付け閣議発表では、「SEZ は、経済構造のリストラを要する地域が新技術普及の拠点となるよう、とりわけ外資の関心を引く地域に立地されるべき」と述べられ、98年に出た経済省文書、『1999—2002年の産業政策の方向性』においても、「わが国産業の競争力向上のためには FDI の流入が不可欠であり、外資参加民営化、インフラ整備と並んで、SEZ への投資アピールが有効である」とされている (ibid. p. 24)。

このように、ポーランド政府が導入した SEZ は、体制転換の初期に顕在化した地域政策上の課題を、投資インセンティブ付与と雇用減税インセンティブ付与による外資製造業誘致によって乗り切ろうとした画期的なものであった。つまり、Blazyca, Heffner and Helińska—Hughes (2003, p. 33) によれば、同国の体制転換初期には、緊縮財政政策によるマクロ経済安定化政策が最優先され、地域の抱える経済問題への対応は重視されなかった。このような状況下において、SEZ 創設は、「90年代中葉における唯一の重要な地域政策上の新機軸」であり、「特に深刻な問題を抱える地方経済に対して巨大なインパクトを齎そうとした」ものであったのである (ibid.)⁸⁾。

続く、第2節では、投資家にとって魅力的なスキーム作りが成されていたかという観点から、どのようなスキームで SEZ が運営されたのか明らかにする。

2 SEZ の制度的枠組

以下では、1) SEZ の創設手続き、2) 投資申請の条件と誘致期待分野、3) 投資実現までの手続き、4) 中欧諸国との比較を含む投資インセンティブの内容の検討を行う。

2. 1 SEZ の創設手続き

個別の SEZ 創設は、経済相の申請に基づき、閣議決定により行われるものとされたが、同時に、県知事による SEZ 創設申請というルートも確保されていた⁹⁾。更に、Mokrzyć (1998, p. 21) によれば、外資側の要請により、SEZ の区割り変更が行われた例もあった。つまり、カトヴィツェ SEZ においては、Opel 社の工場建設予定地が SEZ の版図に組み入れられ、同様に、旧国営自動車工場を買収して同国へ進出していた Fiat 社の工場敷地も、同 SEZ に属すると認定された (ibid, *Polityka* 誌, 2000年第30号)。いずれのケースにおいても、外資側による強力なロビー活動が展開されており、地方自治体と並んで外資による働きかけが SEZ の立地に与えた影響も重要であった。

2. 2 投資申請の条件と誘致期待分野

次に、SEZ において活動の申請ができる投資家の条件について試みる。個別 SEZ 創設に付随する「SEZ 設置に関する閣議決定」では、SEZ 内での活動禁止分野を一律に定めており、①煙草・酒類生産業、エンジン用燃料生産業、②賭博・宝くじ販売業、③「大気汚染防止に関する法律」(Dz. U. Nr 15, poz. 92 z 1990 r) が定める許容値以上の汚染物質を大気中に放出する産業が指定を受けている。SEZ においては、製造業に若干の例外が設けられた他は、幅広い業種の展開が可能とされた。

さて、SEZ において操業しようとする投資家は、SEZ 法の規定により、経済相による許可 (zezwoleńie) を受ける必要があるが、現実には、「SEZ 運営会社」(zarządzający strefy) に対して、投資許可認定の権利が委譲された。その際の認定基準として、「SEZ 発展計画」において規定された SEZ の発展目的を達成するような投資であることが要請された。そこで、個別の「SEZ 発展計画」を見てみると、操業が好ましいとされる産業

分野が列挙されており、とりわけ、Iタイプ（重厚長大産業を始めとする企業城下町的な産業集積地域）に属するSEZでは、自動車、電子機器、家電等の、外資誘致を念頭に置いたと思われる製造業も多数指定を受けている。

2.3 投資実現までの手続き

それでは、SEZでの投資申請から実際の操業までの手続きの流れについてみてみよう。まず、SEZで操業を希望する投資家は、特区運営会社に対して、「仮投資趣意書」（wstępne zgłoszenie inwestora）を提出し、①出資者の名称及び所在地、②SEZでの活動内容、投資・雇用規模及び操業開始時期、③インフラ要件を含む購入希望地の立地条件、④上下水道、電圧、ガス、通信の使用予定量について、詳細な計画を明らかにする必要がある。SEZ運営会社により、「仮投資趣意書」の内容が「SEZ発展計画」の趣旨と合致すると認められた場合、投資家側と特区運営会社側との非公式な交渉が開始され、投資立地箇所、投資のタイムスケジュール、土地購入価格等の交渉が行われる。両者の折り合いが付いたところで、投資家はポーランド語での記載が義務付けられている正式な「投資趣意書」（zgłoszenie inwestora）をSEZ運営会社に対し提出し、SEZ運営会社は、全国紙上で、投資家と特区運営会社との間の交渉の事実を公告する。これを受け、投資家は、趣意書の内容に土地購入希望価格を付加した「重要交渉条件詳述書」（specyfikacja istotnych warunków rokowań）をSEZ運営会社に提出し、特区運営会社によって指名される最低4名からなる交渉委員会（komisja rokowań）の異論がなければ、投資家は晴れて投資許可を取得し、不動産の引渡し、登記へと進む。なお、「投資趣意書」の提出から不動産登記までに要する日数は、外資に義務付けられている内務省への不動産取得許可申請を平行して行うと仮定した場合、最長で85日前後かかる（国際協力銀行、2004、p. 28）。

2.4 中欧諸国との投資インセンティブ比較

最後に、ポーランドにおける投資インセンティブの内容について、中欧諸国との比較を交えて紹介する。サーベイ対象とするのは、EUとの加盟

交渉により中欧各国の投資インセンティブに大きな変更が加えられる以前の2000年前後とする¹⁰⁾。まず、ポーランドであるが、同国では、SEZにおける法人税減免措置に加えて、外資のみに対して、資本財の無関税輸入措置が取られた。法人税減免措置について見ると、SEZ法、個別の「SEZ設置に関する閣議決定」により、SEZにおいて行われた投資（但し、土地取得、家畜購入を除く）は法人税の課税ベースから全額控除され、更に、SEZごとに定められた投資額条件を満たした投資家については、SEZにおける経済活動から得られた収入に関わる法人税は減免され、その減免範囲は、SEZの存続期間の前半（10年間）には法人税の100%、後半（10年間、クラクフは同6年間）には50%とされた¹¹⁾。加えて、SEZにおいては、雇用促進を念頭に置いた法人税減免措置もとられ、雇う者10人毎に賃金の一定割合が法人税の課税ベースから控除された（以上、各閣議決定3条3項、4項）（表3）¹²⁾。法人税減免措置の他にも、同国のSEZ内では地方税である不動産税の免除が受けられたほか、SEZ運営会社による職能訓練費の補助も行われた（PAIZ, 2003, p. 9）。

次に、ハンガリー政府による投資インセンティブを見てみると、ポーランドのSEZ制度に類似の特定地域における法人税減免措置に加えて、以下の3つの措置が講じられた。つまり、①関税自由区の創設（企業が自社の敷地を無関税地帯とすることができる制度）、②財政支援（経済発展基金、地域発展基金による優遇条件による与信、補助金交付）、③工業団地の創設（地方税の減免、整地済み更地の安価での提供）であり（2000年時点）、ハンガリーにおいては、包括的な投資インセンティブ付与が継続的に行われ、製造業中心に外資誘致が積極的に試みられてきた（OECD, 2001, p. 34）。

これとは対照的に、チェコでは、長らく体系的な投資インセンティブを欠いていたが、98年に包括的な投資優遇措置が導入されるに及び、同国に対するFDI流入に弾みがついたことが指摘されている（OECD, 2000, p. 30）。同国における投資インセンティブの骨子は、①1000万ドル以上の新規投資を行う、チェコ政府指定産業分野への投資家に対する10年間の法人税免除措置（既存企業については、同50%まで）、②新規雇用創出に対する

助成金交付, ③職能訓練に対する助成金交付, ④インフラ整備支援および工場建設用地の安価による譲渡である (ibid., pp. 30-31)。

上記の投資インセンティブのうち, 法人税減免条件を金額面から比較すると, ハンガリーでは, 投資条件に応じて, 2000年には, 最低でも10億フォリント (約355万ドル), チェコでは1000万ドル超の投資が求められた一方, ポーランドでは, 法人税課税ベースからの投資額, 雇用者数に応じた控除措置に加えて, 約220万ドル (2000年) の投資から法人税の100%ないし50%減税措置が受けられたことから, ハンガリー, チェコと比較して, 法人税の減免条件では, 投資家側にとってかなり有利な条件が提示されていた。しかしながら, Hunya (2001, ibid.) も指摘するように, 投資インセンティブ全体として見た場合, 法人税減免, 財政支援策, 関税自由区設置を組み合わせたハンガリー政府のそれが最も投資家に優遇的な条件を備えていたと思われ, ポーランド政府による投資インセンティブ体系は, 必ずしも中欧諸国中で抜きん出たスキームではなかったと評価される。

以上の考察によって, SEZ の制度的枠組がほぼ明らかとなった。続く第3節では, SEZ 域内外の比較を踏まえ, SEZ 創設による FDI 誘致政策の成果について述べる。

3 SEZ 創設による外資製造業誘致策の評価

前節で強調したように, ポーランドにおける SEZ の設立は, 外資製造業の誘致による政策目標の達成がその狙いであると言ってよい。そこで, 以下では, SEZ への外資進出状況を分析し, ポーランド政府が政策目標とした新規雇用創出, 輸出促進, 産業構造転換, 及び, 新技術導入という側面において, 外資系企業が果たした役割を考察する。

まず, SEZ に進出した外資系企業の特徴を確認しよう。PAIZ (2004a) によれば, 2003年末時点での, 累積投資額別に見た上位50製造業外資 (但し, 煙草・酒類醸造等の SEZ 内操業禁止分野を除く) のうち, SEZ に進出しているものは, 1位の Fiat 社, 3位の Opel 社, 12位の Philips 社, 17位の General Electrics 社等の著名な自動車・電子機器産業を中心に13社を数える。更に, *Rzeczpospolita* 紙

表3 SEZ の設立年度と法人税減免を享受するために設定された条件一覧

| | 創設年 | 法人税100%・50%減免最低投資金額要件 ²⁾ | 法人税雇用者控除の最高額享受に必要な雇用者数 ²⁾ |
|------------------------|------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ミエレツ | 1995 | 200 | 100 |
| カトヴィツェ | 1996 | 200 | 100 |
| ウッチ | 1997 | 200 | 100 |
| タルノブジェグ | 1997 | 200 | 100 |
| クラクフ | 1997 | 200 | 雇用者控除なし |
| スタラホヴィツェ | 1997 | 100 | 100 |
| シチェフ ¹⁾ | 1997 | 100 | 100 |
| ジャルノヴィエツ ¹⁾ | 1997 | 100 | 100 |
| コストシン | 1997 | 100 | 50 |
| レグニツァ | 1997 | 85 | 100 |
| スウブスク | 1997 | 70 | 50 |
| ヴァウブジフ | 1997 | 50 | 50 |
| カミエンナ・グラ | 1997 | 40 | 40 |
| ヴァルミア・マズリ | 1997 | 35 | 50 |
| スヴァウキ | 1996 | 35 | 40 |

注1) シチェフとジャルノヴィエツは後に合併して, ポモージェ経済特区となった。

注2) 投資金額要件は, 99年1月以前は100万エキュ, 99年1月以降は100万ユーロ (「外国為替に関する法律」(Dz. U. Nr 160, poz. 1063 z 1998 r)). 雇用者数は人。

出所: 各SSEの設置に関する閣僚会議決定に基づき筆者作成。

発表の「2002年度500大企業」データを用いて, SEZ 進出外資と, SEZ 域外外資 (SEZ 内操業禁止分野は除く) の平均的なパフォーマンスを比較すると, 前者は, ROA, 従業員一人当たり投資・輸出額等生産性を示す指標で高い平均値を示し (それぞれ, 後者の2.1倍, 3.5倍, 3.1倍), 両者 (域外外資と域内外資) の母集団分散が同一で正規分布に従うとの仮定を導入した上で, 両者の母集団平均が同一であるとの対立仮説を t 検定で確認したところ, 統計的にも有意な結果が得られた (表4)。これらから, 国際的にも有力かつ経営技術の高い多国籍企業が SEZ に立地したことが分かる。しかし, 累積投資額で見ると, SEZ が操業を開始した96年末から2002年末までの同国製造業向け FDI 累積額 (SEZ 内操業禁止分野は除く) の僅か15.1%のみが SEZ に投じられたに過ぎず, 外資の圧倒的大部分が, SEZ 外部に立地している事実が明るみに出る (表5)。

表4 SEZ 進出外資系企業と SEZ 域外外資系企業のパフォーマンス比較¹⁾

| | 全サンプル | | 外資全所有企業 | | 合併企業 | |
|-------------------|---------------|-------------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| | 域外 | 域内 | 域外 | 域内 | 域外 | 域内 |
| 輸出額 | 253.9 n=63 | 1358.4*** n=11 | 22.8 n=35 | 115.8*** n=8 | 28.7 n=28 | 189.3*** n=3 |
| ネット販売額 | 686.9 n=86 | 1618.2*** n=13 | 69.9 n=37 | 135.2*** n=7 | 67.1 n=37 | 221.7*** n=4 |
| 税引き後利益 | 28.5 n=72 | 82.5 n=11 | 3.6 n=39 | 3.4 n=7 | 2.0 n=33 | 16.8*** n=4 |
| 投資額 | 40.1 n=67 | 213.4*** n=11 | 3.3 n=37 | 25.7*** n=7 | 4.8 n=30 | 13.7* n=4 |
| 一人当たり輸出額 | 0.4 n=62 | 1.1* n=11 | 0.2 n=35 | 1.1*** n=8 | 0.6 n=27 | 1.0 n=3 |
| 一人当たり投資額 | 0.06 n=62 | 0.21*** n=10 | 0.04 n=35 | 0.3*** n=7 | 0.07 n=27 | 0.07 n=3 |
| 一人当たり販売額 | 1.0 n=75 | 1.1 n=13 | 0.9 n=44 | 1.2 n=10 | 1.0 n=31 | 1.0 n=3 |
| ROA ²⁾ | 5.4 n=66 | 11.4* n=11 | 6.2 n=35 | 6.8 n=7 | 4.5 n=31 | 19.4*** n=4 |

注1) 金額は100万ズウォティ, ROA は%。

注2) 総資産利益率=当期利益/総資産。

注3) SEZ 域外外資系企業との平均値の差が, ***: 1%水準で有意, **: 5%水準で有意, *: 10%水準で有意。

出所: Rzeczpospolita lista pięćsetka より筆者推計。

次に, 表6に従って, 新規雇用創出数の推移を見てみる。すると, 2002年末時点でも, SEZ 全体の雇用創出総目標数(16万6千人)の29.2%が達成されたに過ぎず, その目標達成度も SEZ によって大幅な差が生じている(MGPIPS, 2003a, pp. 11, 21; PAIZ, 1997; PAIZ, 2004)¹³⁾。更に, 2002年末時点における SEZ 立地郡域(powiat)の失業者数データからは, 郡域内の失業者数に比べて, SEZ における新規雇用創出数は, 微々たるものであることが分かる。従って, SEZ と同区への外資進

表5 製造業への FDI 及び SEZ における投資母国別累積投資額 (100万ドル)

| 順位 | FDI 全体 ¹⁾ | | |
|----|----------------------|---------|--------|
| | 投資母国 | 累積投資額 | シェア(%) |
| 1 | フランス | 2770.5 | 16.6 |
| 2 | 米国 | 2226.9 | 13.4 |
| 3 | ドイツ | 1551.7 | 9.3 |
| 4 | オランダ | 1486.9 | 8.9 |
| 5 | 韓国 | 1326.3 | 8.0 |
| 6 | イタリア | 1132.4 | 6.8 |
| 7 | スウェーデン | 1053.1 | 6.3 |
| 8 | キプロス | 993.8 | 6.0 |
| 9 | 英国 | 956.1 | 5.7 |
| 10 | 日本 | 569.3 | 3.4 |
| 11 | スイス | 450.2 | 2.7 |
| 12 | 多国籍 | 382.0 | 2.3 |
| 13 | アイルランド | 248.6 | 1.5 |
| 14 | ノルウェー | 211.5 | 1.3 |
| 15 | オーストリア | 208.2 | 1.2 |
| 16 | デンマーク | 196.3 | 1.2 |
| 17 | クロアチア | 173.0 | 1.0 |
| 18 | ベルギー | 169.4 | 1.0 |
| 19 | カナダ | 165.9 | 0.9 |
| 20 | フィンランド | 114.5 | 0.7 |
| 21 | スペイン | 94.8 | 0.6 |
| 22 | ハンガリー | 59.4 | 0.4 |
| 23 | その他 | 121.4 | 0.8 |
| | 合計 | 16662.2 | 100.0 |

| 順位 | SEZ 内 ²⁾ | | | SEZ 内投資が FDI 全体に占める割合 (%) |
|----|----------------------|--------|---------|---------------------------|
| | 投資母国 | 累積投資額 | シェア (%) | |
| 1 | 米国 | 642.4 | 25.5 | 28.8 |
| 2 | ドイツ | 526.6 | 20.9 | 33.9 |
| 3 | イタリア | 382.3 | 15.2 | 33.8 |
| 4 | オーストリア ³⁾ | 275.0 | 10.9 | 132.1 |
| 5 | 日本 | 194.5 | 7.7 | 34.2 |
| 6 | オランダ | 92.2 | 3.6 | 6.2 |
| 7 | フランス | 89.1 | 3.5 | 3.2 |
| 8 | スウェーデン | 77.9 | 3.1 | 7.4 |
| 9 | 英国 | 67.8 | 2.7 | 7.1 |
| 10 | スペイン | 41.6 | 1.6 | 43.9 |
| 11 | デンマーク | 34.4 | 1.5 | 17.5 |
| 12 | その他 | 96.1 | 3.8 | n. a. |
| | 合計 | 2519.9 | 100.0 | 15.1 |

注1) SEZ 内で操業が禁止・制限されている製造業分野は除外した。

注2) FDI 全体は, 96年末~02年末までの累積投資額。SEZ 内は創設時~03年3月末までの累積投資額。

注3) オーストリアの数値が100を超えているのは, 統計ソースの違いによる (FDI 全体は PAIZ 資料から筆者抽出, SEZ 内は, 経済省資料に拠った)。

出所: PAIZ (1997), PAIZ (2004a), MGPIPS (2003a, p. 21) に基づき筆者作成。

出は、「地域の失業問題の解決」という課題に対して、期待された役割を果たしていない可能性が高いと判断される¹⁴⁾。

続いて、輸出促進、産業構造の転換、及び、新技術の導入という側面について、SEZ 進出外資が齎した貢献を確認しておこう。輸出促進という面では、SEZ 進出外資は、2002年に、自動車及びその部品輸出の63.9%、テレビ受像機輸出の48.2%、紙製品輸出の18.1%、木材加工品輸出の14.3%を行っている (Rzeczpospolita; GUS, 2003b, pp. 55-61, 269)。同様に、2003年には、SEZ 進出外資は、*Polityka* 誌発表の上位50製造業輸出工場 (SEZ 内操業禁止分野を含む) による輸出額全体の38.1%を占め、大変多い¹⁵⁾。従って、これら外資系企業の活躍は、全体として積極的な評価に値するものと判断される。

但し、Drobnik (2003, p. 190) は、カトヴィツェ SEZ 進出外資は、地場の中小企業との協調関係構築に消極的であり、地場企業との下請け契約はローテク財に限定され、部品の多くを輸入に依存していると指摘している。また、Przystupa (2003, pp. 80-81) も、同国に進出した有力多国籍企業は、輸出に比して輸入が多く、この意味ではむしろ、貿易赤字形成の元凶となっているとした上で、SEZ における Isuzu 社、Volkswagen 社によるエンジン生産をその好例として挙げている。SEZ 進出外資による輸出促進面の貢献には課題も残されている。

産業構造の転換という面については、資料の制約上、SEZ 創設の前後における各県の産業構成変化を比較することは不可能であるが、SEZ 立地県の多くにおいて、主要な外資製造業の一角を SEZ 進出外資が占めていることから、産業構造転換に一定の貢献を齎していることは確実だと推察される。累積投資額の多い SEZ から順に見ていくと、シロンスク県では、カトヴィツェ SEZ 進出外資である伊 Fiat 社、米 Opel 社、日 Isuzu 社、伊・米合併 Fiat-GM Powertrain 社、米 Delphi 社等の自動車

表6 2002年現在の SEZ における新規雇用創出数 (人)

| | 累積新規雇用創出数 (a) | 雇用創出目標達成率 (%) ¹⁾ | 経済特区立地郡域の失業数 (b) | a/b (%) |
|---------------------|---------------|-----------------------------|------------------|---------|
| カミエンナ・グラ | 633 | 14.1 | 6,419 | 9.9 |
| カトヴィツェ | 12,501 | 50.0 | 162,342 | 7.7 |
| コストシン | 623 | 6.9 | 6,041 | 10.3 |
| クラクフ | 604 | n. a. | 57,693 | 1.0 |
| レグニツァ | 3,078 | n. a. | 13,261 | 23.2 |
| ウッチ | 1,870 | 19.3 | 79,212 | 2.4 |
| ミェレツ | 7,291 | 104.2 | 58,626 | 12.4 |
| ポモジェ | 4,130 | 137.7-118.0 | 21,405 | 19.3 |
| スウブスク | 854 | n. a. | 12,271 | 7.0 |
| スタラホヴィツェ | 1,401 | 31.1 | 12,089 | 11.6 |
| スヴァウキ | 2,695 | 18.0 | 2,199 | 1.22 |
| タルノブジェグ | 6,069 | 55.2 | 51,183 | 11.9 |
| ヴァウブジフ | 6,098 | 101.6 | 7,868 | 77.5 |
| ヴァルミア・マズリ | 583 | n. a. | 67,286 | 0.9 |
| 合計/平均 ²⁾ | 48,430 | 29.2 | 490,609 | 8.7 |

注1) 雇用創出目標数は、個別 SEZ の発展計画を参照。但し、ポモジェ SEZ は、旧シチェフ SEZ の雇用創出目標数 (3,000-3,500人) を採用。

注2) 新規雇用創出数、失業者数は合計、その他は平均 (%)。

出所: MGPIPS (2003a, p. 11), GUS (2003a, pp. CL I-CL III) に基づき筆者作成。

産業の勃興が、同地域の産業構造の多角化に大きな貢献を及ぼしていると、Drobnik (ibid.) は述べている。以下、ミェレツでは、木材加工の Kronospan 社 (キプロス)、自動車の独 Kirchhoff 社、米 Lear Automotive 社等、レグニツァでは、独 Volkswagen 社、独 Sitech 社、仏 Sai Automotive 社等の自動車産業、ヴァウブジフでは、自動車の日 Toyota 社、独 Metzeler 社、日 ASK 社、米 GE 社 (電機) 等、ウッチでは、米 Gillette 社 (剃刀)、独 Bosch 社 (洗濯機)、伊 Merloni 社 (調理器具) 等、ポモジェでは、米 Flextronics 社 (電信機器)、蘭 Philips 社 (テレビ受像機)、米 IPC 社 (製紙) 等、コストシン・スウブツェでは、伊 ICT 社 (製紙)、仏 Faurecia 社 (自動車)、Podravka 社 (クロアチア、食品) 等が進出した。以上の結果、これらの SEZ においては、県別鉱工業部門投資に占める投資額シェアも相対的に大きくなっている (表7)。

新技術の導入という面では、外資が過半以上を占める企業は、2001年に、製造業民間部門のイノベーション投資の35.0%を担い、重要である (GUS, 2002b, pp. 112-117)。一方、外資系企

表7 2000-2002年の県別鉱工業部門投資に占める SEZ における投資¹⁾

| | 2000年末 | | 2001年末 | | 2002年末 | |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 金額 | シェア (%) | 金額 | シェア (%) | 金額 | シェア (%) |
| 下シロンスク県 | 3,526.5 | 100.0 | 4,393.8 | 100.0 | 4,085.2 | 100.0 |
| レグニツァ | 549.2 | 15.6 | 416.0 | 9.5 | 505.7 | 12.4 |
| ヴァウブジフ | 152.5 | 4.3 | 376.7 | 8.6 | 312.0 | 7.6 |
| カミェンナ・グラ | 16.1 | 0.4 | 1.7 | 0.0 | 21.5 | 0.5 |
| SEZ のシェア計 | 717.8 | 20.3 | 794.4 | 18.1 | 839.2 | 20.5 |
| シロンスク県 | 5,907.5 | 100.0 | 5,394.0 | 100.0 | 6,127.5 | 100.0 |
| カトヴィツェ | 429.6 | 7.3 | 309.5 | 5.7 | 2,242.1 | 36.6 |
| ポモージェ県 | 2,117.0 | 100.0 | 1,643.0 | 100.0 | 1,518.3 | 100.0 |
| ポモージェ | 66.6 | 4.0 | 224.4 | 13.6 | 150.2 | 10.0 |
| スウプスク | 8.2 | 0.5 | 21.3 | 1.3 | 40.1 | 2.6 |
| SEZ のシェア計 | 74.8 | 4.5 | 245.7 | 14.9 | 190.3 | 12.6 |
| ポトカルパティ県 | 1,568.1 | 100.0 | 1,382.1 | 100.0 | 1,537.7 | 100.0 |
| ミェレツ | 270.8 | 17.3 | 511.3 | 37.0 | 138.7 | 9.0 |
| タルノブジェグ | 30.5 | 1.9 | 149.0 | 10.8 | 77.1 | 5.0 |
| SEZ のシェア計 | 301.3 | 19.2 | 660.3 | 47.8 | 215.8 | 14.0 |
| ウッチ県 | 2,673.0 | 100.0 | 2,687.6 | 100.0 | 2,292.1 | 100.0 |
| ウッチ | 199.4 | 7.4 | 311.5 | 11.6 | 61.7 | 2.7 |
| ルブシュ県 | 893.5 | 100.0 | 1,064.0 | 100.0 | 908.7 | 100.0 |
| コストシン | 131.1 | 14.7 | 227.2 | 21.3 | 31.7 | 3.5 |
| シフェントクシシ県 | 1,163.9 | 100.0 | 956.5 | 100.0 | 933.2 | 100.0 |
| スタラホヴィツェ | 20.2 | 1.7 | 52.0 | 5.4 | 32.1 | 3.4 |
| ポトラーシェ県 | 580.9 | 100.0 | 558.5 | 100.0 | 588.2 | 100.0 |
| スヴァウキ | 66.3 | 11.4 | 46.9 | 8.4 | 36.0 | 6.1 |
| ヴァルミア・マズリ県 | 848.5 | 100.0 | 712.0 | 100.0 | 875.3 | 100.0 |
| ヴァルミア・マズリ | 12.9 | 1.5 | 19.9 | 2.8 | 21.1 | 2.4 |

注1) 県別データには、9人以上を雇用する全ての法人、自然人による投資が含まれる。金額は100万ズウォティ。
出所：GUS (2002a, p. 258), GUS (2002c), GUS (2003a, p. 334), MGPIPS (2003a, p. 14) より筆者作成。

業による R&D 投資は低調であり、2001年に、製造業民間部門の16.0%を支出したに留まった (ibid.)。この点に関連して、Jakubiak (2002, p. 8) は、ポーランドに投資をする多国籍企業は、既存の生産技術を持ち込むケースが多く、同国内でのオリジナルな R&D 活動に対する関心は総じて低いと指摘している。Umiński (ibid. pp. 157-158) も、外資製造業は、R&D 活動を行う場合でも、同国市場に特殊な需要に自社製品を適合させる目的で行う場合が多いと指摘している。彼らの指摘から、外資は、ポーランドにとってはイノベーティブな技術を導入しているとしても、真に「革新的」な技術開発には至っていない姿が浮き彫りになっており、新技術導入面では、SEZ 進出外資による

貢献は限定的であると想像される。

以上を要約すれば、外資誘致を狙って創設されたポーランドの SEZ において、当初期待されたような大々的な外資の流入を齎すには至っておらず、SEZ 進出外資による新規雇用創出効果も小さいと評価される。輸出促進という面では、SEZ 進出外資による積極的な貢献が見られる一方、同時にこれら外資は、貿易赤字要因をも生み出している。産業構造転換面では、SEZ 進出外資により自動車、電子機器、製紙等の新産業が伸張し、地域の投資を牽引したことが確認される。新技術導入という側面では、SEZ 進出外資が、イノベーション投資、R&D 投資において果たしている役割には限界があり、世界的に見て最新の技術開発に着手する段

階には無い。SEZ 創設による外資誘致政策は、ポーランド政府が意図した程の大きな効果を発揮するには至らなかったものの、確かに、一定の政策効果は齎したものと判断される。

結語

本稿においては、ポーランド政府が実施した外資製造業誘致政策としての SEZ に焦点を当てつつ、そこに込められた政策意図、制度的枠組及び政策効果について明らかにした。経済省は、2004年に、ポーランドにおいては、近い将来に外資参加民営化による FDI 流入が先細る上、中東欧諸国間の FDI 獲得競争の激化に加え、欧州からアジア諸国への工場移転も増えており、投資家にとって良好な投資環境を整備することが益々、重要になると指摘している (MGiP, 2004b, p. 33)。同国産業の競争力増大のためには、持続的な FDI の流入は不可欠であると思われる。同国への FDI 流入が国民経済全体に及ぼす影響については、次稿の検討に委ねたい。

(一橋大学大学院経済学研究科博士課程)

注

* 本稿は、2004年11月27日に開催された比較経済体制学会第3回秋季研究報告会での報告を加筆修正したものである。討論者の岩田昌征氏 (東京国際大学)、田畑理一氏 (大阪市立大学) および2名の匿名レフェリー、その他多くの方々から貴重なコメントを戴いた。記して謝意を表したい。

1) 2003年末時点で、ハンガリー (379億700万ユーロ)、チェコ (376億2600万ユーロ)、スロヴァキア (90億ユーロ)、エストニア (51億6400万ユーロ)、スロヴェニア (40億ユーロ)、リトアニア (39億6800万ユーロ)、ラトヴィア (26億6500万ユーロ) の FDI 累積額があった (ibid.)。

2) Sadowska-Cieślak (2000, p. 19) によれば、SEZ 創設 (94年) 以前には、88年制定の「外資参加企業に関する法律」(Dz. U. Nr 41, poz. 325 z 1988 r) において、外資のみを対象とした法人税減免措置が導入されていた。これは、最低資本金 (5万ドル) を満たした全外資参加企業に対して、3年間の法人税支払い免除を定めたものであったが、会社設立の事実さえあれば、経済活動の有無に関わらず、免税特権を受けられるとされたため、国内富裕層による「偽装的な」外資参加企業の設立を多数許すこととなった (ibid.)。結局、97年3月末日を以って、同法に基づく法人税減免措置は原則廃止されることとなった。

3) 但し、94年閣議決定による法人税減免措置は、2000年に出された「法人所得税に関する法律の改正に関する

法律」(Dz. U. Nr 69, poz. 700 z 2000 r) を以って廃止された。

4) 当時の新聞は、SEZ 法が、下院において熱狂的な雰囲気のもと、全会一致で可決され、議員の多くが、同法は「長く期待されていたもので、望ましいもの」であると力説したことを伝えている (Rzeczpospolita 紙, 94年9月5日号)。

5) ポモジェ SEZ は、近接して創設されたジャルノヴィエツ SEZ、シチュフ SEZ が2001年に統合され誕生したものである。設立理由に関しては、両者の発展計画を纏めた。以下でも、基本的に、両 SEZ をポモジェ SEZ として扱う。

6) 経済省発行『1990—2001年の我が国産業における構造及び効率性の変化』でも、1992—2001年の間に、同国において、鉱工業総付加価値に占める鉱業のシェアが18.7%から7.6%へ、電気・ガス・水道のシェアが13.3%から10.6%へ低減したと同時に、製造業のシェアが68.0%から81.8%へ上昇したことを大きな成果として強調している (MGPiP, 2003b, p. 4)。更に、製鉄業では、EU 加盟交渉において、規模縮小が求められ、2003年までに雇用を4万人から3万人に削減、年間粗鋼生産量を1千万 t にまで減少させることで欧州委員会側と同意していた事情もあった。また、同国での採炭業のリストラは、世銀その他による支援本格化を受けて行われ、98年5月から2001年5月までの間に同セクターでの雇用は24万3000人から15万3000人に削減された (Blazyca, Hefner and Helińska—Hughes, 2003, p. 27)。

7) Umiński (2002, p. 102) によれば、ポーランドにおいては、体制転換後、研究開発費の対 GDP 比が大きく落ち込みを見せており (1987年の1.5%から、1997年の0.72%を経て、2001年の0.7%へ)、同 SEZ でも R&D 活動の再興が急務であったと思われる。

8) 但し、経済省では、SEZ 創設の準備を以前より着々と進めていた形跡も見られる。すなわち、93年8月には、ミエレツ、ウッチ、カトヴィツェ、ヴァウブジフにおいて、輸出振興を目的とした SEZ を創設するための詳細な計画が出された (MPiH, 1993, pp. 25—30)。

9) 地方自治体の主導の下に設立された SEZ の一例をレグニツァ SEZ に見ることができ、95年11月、レグニツァ郡庁内に「SEZ 班」が設置された。更には、同 SEZ の創設に当たっては、当事首相職にあった地元出身の有力政治家、ユーゼフ・オレクシの働きかけもあった (<http://www.strefa—legnica.com/angielski/archives.htm>)。

10) EU 加盟交渉の結果、SEZ 進出企業の法人税減免措置には、上限が課せられることとなり、大企業に関しては、2006年末までに行われる投資をベースとして、99年末までに操業許可を受けたものに関しては、累積投資額の75%まで、2000年内に同許可を受けたものに関しては、累積投資額の50%までの投資減税が受けられるとされた (但し、自動車産業に関しては同30%まで)。なお、中企業に関しては、2010年まで、小企業に関しては、2011年まで法人税減免措置が受けられるとされた (UKIE, 2002, pp. 6, 15)。

11) ポーランドの法人税率は、38% (97年)、36% (98

年), 34% (99年), 30% (00年), 28% (01-02年), 27% (03年), 19% (04年) と逡減している (UNIDO, 2003, p. 129)。

12) これは、雇用者10人に対して、夫々10人分の平均月額賃金の合計額の10% (カトヴィツェ, レグニツァ, ウッチ, ミェレツ, ポモジェ, スタラホヴィツェ, タルノブジェグ), 20% (コストシシ・スウビツェ, スウブスク, ヴァウブジフ, ヴァルミア・マズリ), 25% (スヴァウキ, カミエンナ・グラ) を所得税の課税ベースから控除するものであり、以後、10名雇用者が増大する度に同係数は100%に達するまで累進的に切り上げられる。仮に、カトヴィツェ SSE 進出のA社の平均月額賃金が千ズウォティであるならば、同社が10人を雇用する場合、千ズウォティ ($1000 \times 10 \times 0.1$) が控除され、同様に、20人を雇用する場合には3千ズウォティ ($1000 \times 10 \times 0.1 + 1000 \times 10 \times (0.1 + 0.1)$)、100人以上を雇用する場合には一律5万5千ズウォティが法人税の課税ベースから控除されることとなる。

13) 大半の SEZ では、新規雇用創出目標数の達成時期を、「2006-2012年の間」と設定しており、その実現が危ぶまれる。

14) 一例を挙げれば、カトヴィツェ SEZ 進出の Opel 社においては、1400人の雇用労働者の平均年齢は27歳であり、全体の約20%の労働者は重工業部門からの転職者であるが、その太宗はホワイトカラー層・エンジニア層の労働者であり、同社への就職以前に失業登録を受けていたものは50人に過ぎなかったことが指摘されている (Kosarczyn, 2000, pp. 144-145)。

15) 同資料は、各企業の輸出額を工場単位で算出している点の特徴である。代表的な SEZ 進出外資の販売額に占める輸出のシェアを示すと、Fiat 社 (69.5%), Opel 社 (95.0%), Volkswagen 社レグニツァ SEZ 工場 (100.0%), Isuzu 社 (100.0%), Delphi 社 (自動車, 75.0%), IPC 社 (製紙, 49.7%), Philips 社ポモジェ SEZ 工場 (テレビ受像機, 92.6%) となり、旺盛な輸出の一端が垣間見られる (ibid.)。

参考文献

国際協力銀行 (2004) 『中東欧諸国の投資環境 第1部 中欧編』。

Bazydło, Agnieszka (2000) “Specjalna strefa ekonomiczna Euro-Park Mielec”, in Kryńska, Elżbieta ed., *Polskie specjalne strefy ekonomiczne*, Warsaw: Scholar, pp. 56-85.

Bazydło, Agnieszka & Smętkowski, Maciej (2000) “Specjalne strefy ekonomiczne - Światowe zróżnicowanie instrumentu”, in Kryńska, Elżbieta ed., *Polskie specjalne strefy ekonomiczne*, Warsaw: Scholar, pp. 17-55.

Blażycyca, George, Heffner, Krystian and Helińska-Hughes, Ewa (2003) “Can regional policy meets the challenge of regional problems in Poland?”, in Blażycyca, George ed., *Restructuring regional and local economies*,

Hants: Ashgate, pp. 25-42.

Chojna, Janusz (2003) “Miejsce podmiotów z udziałem kapitału zagranicznego w gospodarce narodowej Polski”, in Urbańska, Danuta ed., *Inwestycje zagraniczne w Polsce*, Warsaw: IKC, pp. 27-52.

Drobnik, Adam (2003) “FDI in Upper Silesia”, in Blażycyca, George ed., *Restructuring regional and local economies*, Hants: Ashgate, pp. 175-194.

Durka, Barbara & Chojna, Janusz (2001) “Udział podmiotów z kapitałem zagranicznym w polskim handlu zagranicznym”, in Hołda, Marzanna, ed. *Inwestycje zagraniczne w Polsce*, Warsaw: IKC, pp. 52-71.

GUS (Central Statistical Office) (2000, 2002c) *Rocznik statystyczny RP 2002 r.*

———— (2002a) *Rocznik statystyczny przemysłu 2001 r.*

———— (2002b) *Nauka i technika w 2001 r.*

———— (2003a) *Rocznik statystyczny województw 2003 r.*

———— (2003b) *Rocznik statystyczny handlu zagranicznego 2003 r.*

———— (2003c) *Działalność gospodarcza spółek z udziałem kapitału zagranicznego w 2002 r.*

———— (2004) *Działalność podmiotów z udziałem kapitału zagranicznego w Polsce w latach 1993-2002 r.*

Hunya, Gábor (2002) *Recent impacts of foreign direct investment on growth and restructuring in Central European transition economies*, Vienna: WIIW.

———— & Stankovsky, Jan (2004) *Foreign Direct Investment in CEES and the Former Soviet Union with Special Attention to Austrian FDI Activities*, Vienna: WIIW.

Jakubiak, Małgorzata (2002) “Transmission of knowledge and innovation into Poland”, *eReferaty Series*, Warsaw: CASE.

Kancelaria Prezesa Rady Ministrów, *Komunikat po RM*, 1997年9月8日。

———— *Komunikat po KERM*, 1995年11月13日。

McMillan, Carl H. & Morita, Ken (2003) “Attracting foreign direct investment in the first decade of transition” in Marinova, S.T. & Marinov, M. A. eds., *Foreign direct investment in Central and Eastern Europe*, Hampshire: Ashgate. pp. 38-58.

Ministerstwo Gospodarki (1998) *Kierunki polityki przemysłowej do lat 1999-2002.*

MGIP (2004a) *Specjalne strefy ekonomiczne - stan na dzień 31 marca 2004 r.*

———— (2004b) *Bezpośrednie inwestycje zagraniczne w Polsce według stanu na koniec 2003 r.*

MGPiPS (2003a) *Specjalne strefy ekonomiczne - zasady i efekty funkcjonowania.*

———— (2003b) *Przemiany strukturalne i efektywnościowe w polskim przemyśle w latach 1990-2001.*

MPiH (1993) *Industrial policy implementation program for the years 1993-1995.*

Mokrzyk, Małgorzata (1998) “Funkcjonowanie specjalnych

- stref ekonomicznych w Polsce”, *GOSPODARKA NARODOWA*, nr 8–9, 1998, pp. 19–30.
- OECD (2000) *OECD Reviews of Foreign Direct Investment: Czech Republic*.
- (2001) *OECD Reviews of Foreign Direct Investment: Hungary*.
- Olszański, Piotr (2002) *Historia polskiego zadłużenia międzynarodowego na tle wydarzeń społecznych i politycznych*, Warsaw: SGH.
- PAIZ (1997, 2004a) *The list of major foreign investors in Poland, Dec. 1996 & Dec. 2003*.
- (2004b) *Special Economic Zones in Poland*.
- Przystupa, Jan (2003) “Zaangażowanie eksportowe podmiotów z udziałem zagranicznego i podmiotów z kapitałem wyłącznie polskim”, in Durka, Barbara ed., *Inwestycje zagraniczne w Polsce*, Warsaw: IKC, pp. 75–85.
- Sadowska—Cieślak, Ewa (2000) “Znaczenie zagranicznych inwestycji bezpośrednich dla polskiej gospodarki”, *Zeszyty BRE Bank—CASE*, nr 48, Warsaw: CASE.
- Slay, Ben (1994) “Transformations in key markets and sectors”, in Slay, Ben ed., *The Polish Economy*, Princeton: Princeton University Press, pp. 141–144.
- Smętkowski, Maciej (2000) “Suwalska specjalna strefa ekonomiczna”, in Kryńska, Elżbieta ed., *Polskie specjalne strefy ekonomiczne*, Warsaw: Scholar, pp. 86–123.
- UKIE (2002) *Raport na temat rezultatów negocjacji o członkostwo Rzeczypospolitej Polskiej w Unii Europejskiej*.
- Umiński, Stanisław (2002) “Polska jako miejsce podejmowania zagranicznych inwestycji bezpośrednich i transferu technologii”, in Umiński, Stanisław ed., *Znaczenie zagranicznych inwestycji bezpośrednich dla transferu technologii do Polski*, Gdańsk: Uniwersytet Gdański Press, pp. 73–113.
- UNIDO (2003) *How to do business in Poland 2003*.
- WIIW—WIFO (2004) *Foreign direct investment in Central and Eastern Europe with special attention to Austrian FDI activities*, Vienna.
- Zorska, Anna (2002) “Strategie KMN na rynku wyrobów przemysłowych w Polsce”, in Zorska Anna ed., *Korporacje międzynarodowe w Polsce*, Warsaw: Difin, pp. 79–108.